

## 2022 年北京冬季オリンピック・パラリンピックのための租税政策(財税 2017 年第 60 号)

2022 年に北京で開催される冬季オリンピック・パラリンピックの発展を促すため、財政部、国家税務総局、税関総署は共同して、下記の租税政策を公布した。①外国政府若しくは国際組織からオリンピック用に無償で贈与される輸入用品に対し、輸入時の関税及び増値税を免除する。②一般貿易方式で輸入される競技場建設用の設備のうち、競技場施設と一体となる建設機材および競技に使用される消耗品に対し、輸入時の関税及び増値税を免除する。③北京オリンピック組織委員会(BOCOG)が輸入するオリンピックのための特殊用品は競技期間中に限り、輸入手続きには臨時措置を適用する。なお、大会が終了後も同特殊用品が継続して使用され、又は売却される場合には関連規定に従い、正式な輸入手続きを経て輸入関税を納付する。④国際オリンピック委員会(IOC, International Olympic Committeee)、国際競技連盟(IF, International Federations)、その他社会団体が外国から郵送し、且つ中国国内での販売を目的としない同オリンピック関連の文書、書籍、オーディオ、ビデオ、CDなどについては、数量が合理的な範囲であれば輸入時の関税及び増値税を免除する。⑤オリンピック競技場の建設模型、図面、製図、電子ディスク、設計図、縮刷本などの企画・設計モデルを輸入する場合には輸入時の関税及び増値税を免除する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

# 2017年の良質種子類資源輸入免税政策に関する通達(財関税[2017]19号)

財政部、税関総署及び国家税務総局は共同して、2017 年 7 月 21 日付けで「2017 年の良質種子類資源輸入免税政策に関する通達」(財関税[2017]19 号)を公布した。同通達によると、第 13 次 5 か年計画期間に輸入される種子(苗)、種畜(家禽)、幼魚(苗)及び種用野生動植物種源の輸入増値税を引き続き免除する。農業部は種子(苗)、種畜(家禽)、幼魚(苗)の 2017 年度の免税を認可し、国家林業局は種子(苗)及び種子用野生動植物種源に対し 2017 年度の免税を認可した。なお、これは財政部、税関総署、国家税務総局が共同公布した「『十三五』期間の良質種子類資源輸入免税政策管理弁法に関する通達」(財関税[2016]64 号)に準じた措置である。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

# 事後審査の実施に関する公告(税関総署 2017 年第 28 号)

税関総署は、税関業務の規範化、税制執行の統一と納税者の権利の保護を図り、既に公布された税関保税審査規則を基に、2017 年7月4日付けで「事後審査の実施に関する公告」(税関総署公告2017年第28号)を公布した。同公告において、「事後審査」を、輸入貨物の価格、分類、原産地を対象に実施するものであると定義し、税関の事後査定の手続きならびに税関及び企業の権利と義務を明確にした。同公告は2017年7月4日から施行する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

## 企業単位の加工貿易監督管理モデルの改革パイロットの実施に関する公告(税関総署公告 2017 年第 29 号)

加工貿易及び保税監督管理の改革を深化させ、税関による加工貿易監督管理とサービス品質を向上させ、企業の自主管理を促進させるため、税関総署は、一部の加工貿易電子手帳業務に手がける企業をパイロットとし、企業単位の加工貿易監督管理モデル (以下「新監督管理モデル」)の改革を実施し、更に 2017 年 7 月 13 日付けで新監督管理モデルを実施する「税関総署公告 2017 年第29 号」を公布した。同公告が今回、対象対称にする税関は、天津、瀋陽、南京、杭州、武漢、拱北、黄埔、重慶、成都の税関である。

新監督管理モデルとは、税関が企業別に、監督管理を実施する企業の帳簿を基にして、企業部材コードに対応する HS コード(分類番号)又は企業の自主集計による HS コード(項目番号)を参考に、貨物取扱量記録と定期的な消込作業の監督管理を実施するモデルである。新監督管理モデルが適用される業務は帳簿開設(変更)、輸出入、外注加工、転廠、国内販売、余剰部材の繰越、査定と消込などである。(注: HS コードの分類対象は個々の部材と集計された部材群の 2 種類に分けている。つまり、①個々の部材に HS コードを付けて管理する手法→分類番号に HS コードを付けて管理する手法、と②企業が自主的に個々の部材を集計し、集計された部材群に HS コードを付けて管理する手法→項目番号に HS コードを付けて管理する手法である。)

また、同公告にて、新監督管理モデルの適用条件を明確にした。該当企業が消込サイクル及び歩留の申告期間を自主的に決められ、 税関の集中申告、集中処理、提出書類の簡素化など優遇措置を享受できる。同公告は 2017 年 8 月 1 日から施行する。 詳細はこちらのリンクをご参照ください。

# 税関総署が「外商投資産業指導目録(2017 年改定版)の施行に関する問題の公告」を公布(税関総署公告

# 2017年第30号)

国家発展改革委員会及び商務部が公表した外商投資産業指導目録(2017 年改定版)の実務上の問題を解決するため、税関総署は、2017 年 7 月 18 日付けで第 30 号公告を公布した。同目録の 2017 年改定版(以下「新版目録」)は同月 28 日から施行する。同公告・第 1 条は「外商投資産業指導目録(2017 年改定版)」の奨励類産業の範囲に分類した外商投資プロジェクト(増資プロジェクトを含む)において、投資総額の枠内で輸入する自社用設備、設備購入契約条項に基づき、同設備に付帯する技術、付属品、備品(「外商投資プロジェクトの免税対象外の輸入商品目録」及び「免税対象外の重要な輸入技術、設備・製品目録」に該当するものを除く)について「輸入設備の税制調整に関する国務院の通知(国発[1997]37 号)」、税関総署 2008 年第 103 号公告、その他規定により輸入関税は免除されるが、輸入時の増値税は徴収される。また、同公告は新版目録にある「プロジェクト産業政策条項」のコードを規範化した。

更に、同公告では、新版目録及び旧版目録(「外商投資産業指導目録(2015 年改定版)」)の適用範囲における関連性を明確にしている。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

#### 税関総署が「2017 年商品分類行政裁定(Ⅱ)」を公告(2017 年第 31 号)

税関は、「中華人民共和国税関行政裁定暫定弁法」(税関総署令第92号)及び「中華人民共和国税関輸出入貨物商品分類管理規定」 (税関総署令第158号)に基づき、上海市に所在する某輸出入企業から提出された「ブレーキマスターシリンダー」の分類に関する行政 裁定の申請を受理し、2017年7月20日公布された税関総署公告2017年第31号に基づきHSコードを8708.3099であるとの商品 分類の行政裁定結果を公布した。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

# 税関総署が延滞税の減免措置を一層明確化(2017年第32号公告)

税関総署は、通関業務のペーパーレス化改革を促進し延滞税の減免措置を明確にするため、2017 年 7 月 20 日付けで「税関総署公告 2017 年第 32 号」を公布した。同公告によると、税関総署より公布された「2015 年第 27 号」第 1 条に規定された延滞税減免条件に該当する納税義務者は、中国電子通関システムから関連資料の電子データを入力して提出しなければならない。また、「税関総署 2015 年第 27 号」第 1 条の(三)に規定される「自主的検査による発見」とは、納税者が「中華人民共和国税関査察条例実施弁法(税関総署令第 230 号)」第 4 章の自主的開示に関する規定に従い、税関が要求するプロセスに従う処理を行う場合が該当する。同公告は 2017 年 8 月 1 日から施行する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

## 税関総署と商務部が加工貿易の銀行保証金台帳制度を廃止(2017年第33号公告)

税関総署と商務部は、「加工貿易の革新発展の促進に関する国務院の若干意見」(国発 2016 年第 4 号)を徹底するため、国務院の同意を得て、全国にて加工貿易の銀行保証金台帳制度(以下「保証金台帳」)を廃止して、2017 年 7 月 15 日に共同で「税関総署・商務部公告 2017 年第 33 号」を公布した。

同公告によると、企業が保証金台帳の「空転」(銀行保証金台帳制度を利用しているため保証金を徴収しない)管理のための加工貿易 手帳(帳簿)を作成する場合、保証金台帳は開設不要で、かつ制限類商品の加工貿易に担保を提供する必要はない。ただし、同公告 の公布前に保証金台帳「空転」の管理のために開設した加工貿易手帳は、従来通り同制度に基づき執行される。

同公告は、保証金台帳の「実転」管理のため 2017 年 8 月 1 日から 2018 年 2 月 1 日まで手続変更期間を設置した。このため、企業は変更期間中は保証金台帳の「実転」のための手続を行うことができる。税関総署は変更期間を終了した後の業務手順を別途公布する。同公告は 2017 年 8 月 1 日から施行する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

## 地方税関政策の最新動向

## 深セン税関が保税貨物の展示・販売に関する公告を公布(2017年第2号)

深セン税関は、企業の新規保税貨物品の展示・販売を監督管理するため、2017年7月24日付けで保税貨物の展示・販売に関する公告を公布した。同公告によれば、保税貨物の展示・販売とは、税関特別監督管理区域に設立された企業(以下、展示企業)が同区域で貨物の保税手続き行い、同貨物を区域外へ搬出して展示・販売することをいう。深セン税関区域で保税貨物の展示・販売を行う企業は、原則といて同区域で登録している企業ではなければならない。税関特別管理区域の主管税関が規定に従い企業の保税貨物の展示、販売を監督管理する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

#### Contact us お問合せ先

#### Northern China 華北地域

Eric Zhou 周重山 (関税ナショナルリーダー)

Partner パートナー

Email: <u>ec.zhou@kpmg.com</u> Tel: <u>+86 (10) 8508 7610</u>

#### Central and Eastern China 華中·華東地域

Naoko Hirasawa 平澤尚子

Partner パートナー

Email: naoko.hirasawa@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3098

Jie Xu 徐潔(日本語可) Partner パートナー Email: jie.xu@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3678

#### Sothern China 華南地域

Vivian Chen 陳蔚(日本語可)

Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com

Tel: +86 (755) 2547 1198

# kpmg.com/cn

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2017 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. © 2017 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.